

滋賀県立美術館整備に係る記録・発信業務委託仕様書

1 業務名

滋賀県立美術館整備に係る記録・発信業務

2 目的

本件業務は、令和8年（2026年）3月に策定した滋賀県立美術館整備基本計画に基づき、令和14（2032）年度の再開館に向けた、改修・増築等の整備に係る過程について、令和8年度において必要となる記録の実施および発信の試行的取組を行うとともに、将来的なアーカイブ化を見据えた記録および発信の基盤を構築することを目的とする。

令和8年度においては、設計者を公募型プロポーザルにより選定することを予定しており、この過程を記録するとともに、整備に関連した県民参加型の取組の企画および実施を通じて、県民の理解と関心を醸成し、参画を促進する。

また、記録内容については、ウェブサイト、SNS、紙媒体等による発信を想定し、広く県民に周知するための効果的な発信手法の検討および試行的な実施を行うものとする。

なお、本件業務は単なる記録にとどまらず、記録の価値を高めるための編集および発信のあり方を検討するものであり、将来的なアーカイブの構築に資することを目的とする。

当該業務の遂行にあつては、編集に関する専門的知見を基盤とし、アーカイブズ、美術館、建築等の異なる分野の横断的な理解を踏まえた高度かつ複合的な能力を要する業務である。特に記録の選別、構成およびストーリー化にあつては編集的視点に基づく判断が不可欠である。さらに、県民参加型ワークショップの企画および運営にあつては、多様な主体の参加を促し、意見を適切に引き出すための能力が求められる。また、記録および発信にあつては、客観的かつ専門的な視点に基づく編集判断が必要である。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水曜日）までとする。

4 業務委託の内容

本件業務は、記録・編集・発信に加え、県民参加型の企画および実施を一体的に行うことにより、滋賀県立美術館整備に係る記録および発信の基盤を構築することを目的とする。受注者は、そのために令和8年度において必要となる以下の業務を、専門的知見に基づき実施すること。

なお、本件業務は単なる記録作業ではなく、記録の価値を高めるための編集および発信を含むものとする。また、記録内容の選定および発信については、受注者が専門的見地から提案を行い、発注者と協議の上決定するものとする。

(1) 記録

ア 設計者選定を含む整備過程における各取組の記録

（写真、テキスト等を基本とし、必要に応じて動画記録を実施）

※令和9年3月に予定される設計者選定審査委員会（2次審査）（以下「2次審査」という。）については文字起こしおよび動画撮影を必須とし、データを納品すること。編集は要しない。

※令和8年度内における主な記録対象は5回程度を想定する。

※令和8年度のスケジュール予定は別紙のとおりとする。

なお、現時点での予定であるため、詳細な実施時期等については、契約締結後に発注者と協議の上決定する。

※上記回数は設計者選定に係る主な機会の回数であり、これに加えて審査委員等への個別取材や関連記録等を適宜実施するものとする。

イ 関係者（審査委員、学芸員、県民等）への取材およびインタビュー記事の作成

- ウ 議論および意思決定過程の可視化に向けた記録整理
- (2) 県民等参加型取組
 - ア 整備に関連した県民参加型ワークショップ等の企画および実施
※令和8年度中に1回以上実施すること。
 - イ 実施内容の記録および整理
- (3) 設計者選定のプロセスを広く周知するための編集および発信
 - ア 設計者選定プロセスに関する記録内容の整理および可視化
 - イ 審査過程、評価視点等をわかりやすく伝えるための編集および記事作成
 - ウ 当館ウェブサイトおよび SNS 等に掲載するためのコンテンツの編集・作成。なお、SNS については、ウェブ記事等をもとに、抜粋・再構築した投稿用データを作成すること。
 - エ イベント実施時には、速報性を意識した記事等を適宜追加すること。
 - オ 設計者選定プロセスに関する解説的コンテンツの企画・作成
(例：審査の仕組み、評価の考え方等)
 - カ 設計者選定を広く周知するパンフレットの編集・印刷
※令和8年12月上旬に実施予定の設計者選定審査委員会（1次審査）（以下「1次審査」という。）までに関係者（審査委員、県民等）に対しインタビュー等を行い、公開用資料として作成すること。
※パンフレットは4P、表裏4色を想定。
 - キ 2次審査における公開のプレゼンテーションおよびヒアリングの案内チラシの編集・印刷
※案内チラシはA4両面、表4色、裏1色を想定。
- (4) 実施方法に関する提案
本件業務の具体的な実施方法については、受注者の専門的知見に基づき、発注者と協議の上、決定するものとする。

5 成果物について

- (1) 受注者は、本件業務の実施により得られた成果について、以下のとおり納品すること。
 - ア 事業実施報告書
 - ・業務全体の実施内容
 - ・記録および発信の実績
 - ・課題および改善提案
 - イ 記録コンテンツ一式
 - ・インタビュー記事、議事録、各種記録データ（写真、テキスト等）
 - ・編集済みコンテンツ（公開済、未公開含む）
 - ・メタデータ（日時、場所、内容等の基本情報）
 - ウ 発信コンテンツ一式
 - ・ウェブサイト、SNS等掲載用コンテンツ
 - ・記事原稿、画像データ等
 - エ 紙媒体関連成果物一式
 - ・パンフレット等印刷物
 - ・編集データ一式（レイアウトデータ、原稿データ等）
 - ・紙媒体の構成、編集方針およびデザインの基本設計に関する資料
- (2) 納品形式
成果物は電子データにより納品するものとし、発注者が指定する外部記録媒体（SSD、HDD、DVD等）の物理媒体により提出すること。
また、発注者が指定する方法（オンラインストレージ等）によりデータ共有を行うこと。
電子データについては、編集可能形式および閲覧用形式の双方を提出すること。
特に紙媒体に係る成果物については、以下の形式で納品すること。
 - ・印刷用データ（高解像度 PDF 等）

- ・編集可能なデータ（レイアウトデータ、原稿データ等）
- ・掲載素材データ（画像、テキスト等）

また、パンフレットやチラシについては、受注者において印刷の上、納品すること。

なお、データ容量が大きい場合には、分割または別媒体による提出について発注者と協議すること。また、将来的な利活用を見据え、データ構造およびフォルダ構成を整理した状態で納品すること。

(3) 納品時期

事業実施報告書については、令和9年3月31日（水曜日）までに納品をすること。その他の成果物については、発注者と協議の上、発注者が指示する日までに納品をすること。

(4) その他

ア 成果品の納入後、内容の変更、不備等があった場合には、速やかに受注者の負担で修正すること。

イ 発信内容については、発注者と協議の上決定すること。

6 その他

(1) 事業を円滑に実施するために、契約締結後速やかにキックオフミーティングを開催し、事業全体のスケジュールを確認し、速やかに業務に着手すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で双方誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本スケジュールは現時点で想定される主な取組を示したものであり、実施時期および内容は変更となる場合がある

受注者は、以下に示す取組に加え、本業務の目的達成に必要な記録、取材および関連業務を実施するものとする。

【業務実施スケジュール（予定）】

日程	内容
令和8年8月上旬	1回目設計者選定委員会 取材
令和8年8月下旬	整備に係るワークショップ 取材
令和8年10月上旬	2回目設計者選定委員会 取材
令和8年12月上旬	3回目設計者選定委員会 取材
令和9年3月上旬	4回目設計者選定委員会 取材

上記の取材に加え、県民等参加型ワークショップを令和8年度中に1回以上実施すること。

また、必要な記録を適宜実施すること。

上記のとおり、年間を通じた主な記録対象はおおむね5回程度を想定しているが、設計者選定に係る関係者への個別取材、記録等を適宜実施するものとする。

詳細は発注者と協議の上で決定するものとする。